

国立研究開発法人国立環境研究所契約職員採用等規程

平成 18 年 4 月 1 日 平 18 規程第 6 号	平成 20 年 3 月 17 日	一部改正	
平成 21 年 3 月 11 日	一部改正	平成 22 年 3 月 9 日	一部改正
平成 23 年 3 月 31 日	一部改正	平成 26 年 3 月 14 日	一部改正
平成 26 年 10 月 27 日	一部改正	平成 27 年 3 月 13 日	一部改正
平成 27 年 12 月 28 日	一部改正	平成 28 年 3 月 31 日	一部改正
平成 30 年 7 月 24 日	一部改正	令和元年 12 月 12 日	一部改正
令和 3 年 3 月 24 日	一部改正	令和 4 年 3 月 31 日	一部改正
		令和 7 年 10 月 1 日	一部改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立研究開発法人国立環境研究所契約職員就業規則（平 18 規程第 4 号。以下「契約職員就業規則」という。）第 5 条第 1 項及び第 8 条の規定に基づき、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）の契約職員（特任フェロー、フェロー及びシニアスタッフを除く。以下同じ。）の採用手続、雇用期間等に関し必要な事項を定めるものとする。

(採用方法等)

第 2 条 理事長は、企画部長、連携推進部長、総務部長、環境情報部長、監査室長、領域長、気候変動適応センター長及び福島地域協働研究拠点長（以下「ユニット長」という。）に、公募その他の方法により募集に応じた候補者の中から選考により採用予定者を決定させることができる。

2 ユニット長は、第 1 項の規定により決定した採用予定者の次に掲げる事項を記載した雇用要求書により、当該採用予定者の採用を理事長に申請するものとする。

- 一 住所、氏名、生年月日、性別及び国籍
- 二 俸給、業務内容、雇用契約期間、就業の場所、始業時刻及び終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休日労働の有無、休憩時間並びに休日
- 三 その他必要な事項

3 理事長は、前項の申請を承認した場合は、当該採用予定者を採用する。ただし、特に認める場合は、別の方法により採用する者を決定することができる。

4 理事長は、任期付職員就業規則第 8 条の 2 の規定に基づき、期間の定めのない労働契約への転換を申し込んだ任期付職員を、期間の定めのない契約職員（以下、「無期労働契約職員」という。）に転換させる場合、及び契約職員就業規則第 8 条の 2 の規定に基づ

き、期間の定めのない労働契約への転換を申し込んだ契約職員を、無期労働契約職員に転換させる場合は、この規程に基づき契約職員として採用する。

(欠格条項)

第 3 条 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者は、契約職員となることはできない。

(労働条件の明示)

第 4 条 理事長は、契約職員を採用する場合は、契約職員就業規則第 7 条各号に掲げる事項を記載した雇用契約書により、採用する者と雇用契約を締結する。

(労働条件の変更)

第 5 条 ユニット長は、契約職員の俸給、業務内容、雇用契約期間、就業の場所、始業時刻及び終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休日労働の有無、休憩時間並びに休日の変更が業務上特に必要であると認める場合は、速やかに当該契約職員の第 2 条第 2 項各号に掲げる事項について変更雇用要求書を作成し、当該契約職員の労働条件の変更を理事長に申請するものとする。

2 理事長は、前項の申請を承認した場合は、雇用変更契約書により、当該契約職員と雇用変更契約を締結する。

(雇用期間)

第 6 条 契約職員（無期労働契約職員を除く。）の雇用期間は、1 事業年度内で雇用契約書に定める期間とし、当該雇用契約期間満了の際、理事長が必要と認める場合は、雇用契約書に記載の更新の限度とされた期間内に限り、雇用契約期間を更新することができるものとする。

2 前項の場合において、雇用契約期間を更新することができるのは、満 65 歳の誕生日の前日の属する事業年度を超えない範囲内とする。

3 採用日時点で、満 65 歳の誕生日の前日を超えている場合の雇用期間は、1 事業年度内で雇用契約書に定める期間とし、雇用契約期間を更新することはできない。

(雇止めの予告)

第 7 条 理事長は、契約職員就業規則第 8 条第 2 項の雇止めの予告を契約職員に対して行う場合は、雇止め予告通知書により行うものとする。

(解雇予告)

第8条 理事長は、契約職員就業規則第13条第1項の解雇の予告を契約職員に対して行う場合は、解雇予告通知書により行うものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

改正附則（平成20年3月17日）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

改正附則（平成21年3月11日）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

改正附則（平成22年3月9日）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

改正附則（平成23年3月31日）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

改正附則（平成26年3月14日）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

改正附則（平成26年10月27日）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成26年10月27日から施行する。

改正附則（平成27年3月13日）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

改正附則（平成27年12月28日）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年1月1日から施行する。

改正附則（平成28年3月31日）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

改正附則（平成30年7月24日）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成30年7月24日から施行する。

改正附則（令和元年12月12日）

(施行期日)

第1条 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

改正附則（令和3年3月24日）

(施行期日)

第1条 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

改正附則（令和4年3月31日）

(施行期日)

第1条 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

改正附則（令和7年10月1日）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和7年10月1日から施行する。

（以下の様式を削除）

- ・別紙様式第1-1～1-4（雇用契約書（兼：労働条件通知書））
- ・別紙様式第2-1～2-4（雇用変更契約書（兼労働条件変更通知書））
- ・別紙様式第4（雇止め予告通知書）
- ・別紙様式第5（解雇予告通知書）